

安心の
相続・遺言

『遺言執行手続代行サービス』

行政書士 野口 省吾 が皆様の“遺言執行者”として、遺言内容を確実に実現いたします。

遺言は残された家族や身内などに皆様の最後の意思を示すものです。遺産の分割は円満な話し合いで決まることが最善ですが、現実には相続人すべてが満足できる遺産分割は難しいでしょう。行政書士法人ガイアでは、相続・遺言のご相談から、遺言作成、遺言の執行に至るまで、責任を持ってお引き受けいたします。



遺言執行者引受業務の流れ

遺言執行者は、相続人の代理人として相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする人のことです。財産に関する遺言書作成のご相談から保管、相続手続きの代行までお引き受けし、遺言執行者としてご意思を確実に実現します。

1. 契約前のご相談と遺言書の作成

遺言者様のご意向をご確認し、十分な打ち合わせの上で公正証書遺言書を作成していただきます。

2. 遺言執行手続代行引受契約

当社所定の契約書により、遺言者と当社の間で契約を締結いたします。その際に当社の野口省吾を遺言執行者に選任していただきます。

3. 相続開始のご連絡と遺言の執行

相続開始のご通知をいただきますと、当社は相続人、受遺者の方々に遺言執行者に就任する旨をご連絡申し上げ、執行を開始いたします。具体的には、遺言に沿った相続割合の指定をして、実際に遺産を分配したり、登記申請などの必要な名義変更手続き等を行います。

4. 遺言執行完了の報告

遺言執行が完了しましたら、各相続人、受遺者にご報告し、ご承認いただきます。

報酬額：相続財産価額の1%
(最低報酬額 42万円)

【参考】信託銀行等での報酬額の相場は約3%
(最低報酬額 105万円)です。



行政書士法人ガイア

〒114-0024 東京都北区西ヶ原3-48-4

TEL：03-3940-0831

FAX：03-3940-0832

<http://www.gaia-gyosei.com>

info@gaia-gyosei.com